

資料 1

次期中長期目標及び評価軸等の策定に関する概要

令和3年11月29日

原子力規制委員会原子力規制庁

長官官房技術基盤グループ技術基盤課

背景

- 通則法^{*1}第35条の4第1項及び第2項に基づき、主務大臣は次期中長期目標期間(令和4年度から令和10年度まで)における中長期目標を本年度内に策定する必要がある。
- また、独立行政法人の目標の策定に関する指針(総務大臣決定)に基づき、主務大臣は中長期目標策定時には適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標等として、評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標(モニタリング指標)を示すこととなっている。
- 中長期目標等の策定に当たっては、通則法第35条の4第3項に基づく総務省の独立行政法人評価制度委員会及び機構法^{*3}第25条に基づく原子力委員会への意見聴取に先立ち、通則法第35条の4第4項に基づき、JAEA部会^{*4}から意見聴取しなければならない。
- その後、主務大臣はJAEA^{*5}に対して次期中長期目標を指示する。これを踏まえて、JAEAは次期中長期計画を作成し、通則法第35条の5第1項及び第2項に基づき、主務大臣の認可を受けなければならない。

^{*1} 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号) ^{*2} 文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会

^{*3} 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)

^{*4} 国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会 ^{*5} 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

中長期目標

- 主務大臣は、主として研究開発成果を最大化し、国民に対して説明責任を果たすという観点から、当該国立研究開発法人の役割（ミッション）、業務、国の諸政策に関する方針、研究開発の特性・多様性等を踏まえて適切な目標を策定
- 目標が研究開発の現場へ与える効果・影響等についても十分に考慮し、具体的な達成水準を定める目標、課題の解決などのアウトカム創出への寄与・貢献を目指す目標、ハイリスク・ハイリターンに挑戦するような目標等、「研究開発成果の最大化」に向けて適切な目標を策定
- 策定に際しては、法人と十分に意思疎通を図り、有識者等（研究開発審議会等）の高い専門的知見や、多様な経験を踏まえた客観的な意見を適切に聴取、活用

評価軸

- 主務大臣は、各国立研究開発法人の役割(ミッション)、それぞれの目標に応じ、国立研究開発法人、研究開発に関する審議会の意見等を踏まえ、目標策定時に適切な評価軸を設定し、法人に提示
- 例えば、科学的・技術的観点、社会的・経済的観点、国際的観点、時間的観点、妥当性の観点、マネジメントの観点、政策的観点等を踏まえて設定されるものであり、研究開発の事務及び事業を評価するに際しての重要な視点となるもの
- 評価に当たっては、それぞれの目標に応じて設定した評価軸を基本として評価(定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要)

評価軸と関連する指標等

- 評価軸を基本として評価する際は、定性的な観点、定量的な観点の双方を適切に勘案して評価することが重要
- 評価軸と関連する指標等として、次の i から iii までを十分踏まえつつ、法人の取組状況並びにアウトプット及びアウトカムに着目した指標等を設定
 - i 指標等の設定に当たっては、定量的水準・観点を十分考慮する。
 - ii ただし、定量的な指標となり得る論文発表数、論文被引用度、特許出願件数等については、必ずしもこれらがアウトカムに直結するとは限らない場合があるほか、法人としてこれらの数値を上げること自体が安易に目的化することは必ずしも適当ではない場合がある。
また、これらの指標を評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)として設定することにより、近視眼的、断片的な研究開発を助長するおそれも考えられる。
 - iii このため、主務大臣は、指標を設定する場合には、研究開発の現場への影響等についても十分考慮し、評価・評定の基準として取り扱う指標(評価指標)と、正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標(モニタリング指標)とを適切に分け、当該指標がどちらなのかを明示する。前者の例としては開発目標に係る技術仕様、後者の例としてはハイリスク・ハイリターンな挑戦的な目標に係る論文発表数や共同研究件数等が考えられる。

これまでの経緯

令和3年8月

- 主務大臣(文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会)が、次期中長期目標の策定に先立って、JAEAの見直し内容を決定

【中長期目標(共管部分)の方向性】

- 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進
 - ・ 原子力安全規制行政への技術的支援に係る業務を行うための技術的能力を向上させるとともに、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、規制技術支援機関(TSO)としての貢献を果たす。
 - ・ 原子力災害時における原子炉工学、放射線防護等の専門家を派遣する指定公共機関として、技術力の向上と必要な体制維持に取り組む。

令和3年10月20日

- 第40回原子力規制委員会において、次期中長期目標期間の取組みについて、原子力規制委員会とJAEA経営層が意見交換
※ 参考資料1でJAEAにおける次期中長期目標期間の取組みを紹介

令和3年11月2日

- 第43回原子力規制委員会において、本部会で審議する次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案(原子力規制委員会共管部分)を了承
※ 後ほど資料2-1、資料2-2、及び資料3で説明・審議

今後のスケジュール

